

魚津市告示第22号

魚津市建設工事等低入札価格調査制度実施要領の一部改正について

魚津市建設工事等低入札価格調査制度実施要領（平成23年魚津市告示第23号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条 - 第5条 (略)</p> <p>(調査の実施)</p> <p>第6条 調査対象者がある場合は、調査対象者のうち最低価格入札者が落札者とされた場合において、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、<u>第5項に定める項目について、最低価格入札者からの事情聴取、関係機関への照会等により調査を行い、その結果及び意見を記載した低入札価格調査書(工事は様式第1号の1、委託業務は様式第1号の2)を作成し、契約担当課長に提出するものとする。</u>この場合において、同価の入札をした最低価格入札者が2者以上あるときは、これらの者にくじを引かせて調査の対象者を決定するものとする。</p> <p><u>2 前項の調査の実施は、低入札価格調査実施通知書(様式第1号の3)により調査対象者へ通知するものとする。</u></p> <p><u>3 調査対象者は、第1項の調査を辞退する場合には、低入札価格調査辞退届(様式第1号の4)を提出するものとする。この場合において、当該調査対象者の入札は無効とする。</u></p> <p>4 第1項の調査は、当該工事等の事業主管課長及び事業主管課長が指名した調査担当者が行うものとし、契約担当課長は、調査にあたって必要と認めるときは、調査補助者を指名できるものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>第7条 - 第10条 (略)</p> <p>様式第1号の1・様式第1号の2 (略)</p> <p>様式第1号の3(第6条関係) 【別記1】</p> <p>様式第1号の4(第6条関係) 【別記2】</p> <p>様式第2号・様式第3号 (略)</p>	<p>第1条 - 第5条 (略)</p> <p>(調査の実施)</p> <p>第6条 調査対象者がある場合は、調査対象者のうち最低価格入札者が落札者とされた場合において、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、<u>第3項に定める項目について、最低価格入札者からの事情聴取、関係機関への照会等により調査を行ない、その結果及び意見を記載した低入札価格調査書(工事は様式第1号の1、委託業務は様式第1号の2)を作成し、契約担当課長に提出するものとする。</u>この場合において、同価の入札をした最低価格入札者が2者以上あるときは、これらの者にくじを引かせて調査の対象者を決定するものとする。</p> <p>2 前項の調査は、当該工事等の事業主管課長及び事業主管課長が指名した調査担当者が行うものとし、契約担当課長は、調査にあたって必要と認めるときは、調査補助者を指名できるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第7条 - 第10条 (略)</p> <p>様式第1号の1・様式第1号の2 (略)</p> <p>様式第2号・様式第3号 (略)</p>

様式第 1 号の 3 (第 6 条関係)

第 年 月 号
日

所在地
商号又は名称
代表者氏名

様

魚津市長

低入札価格調査実施通知書

貴社は、 年 月 日執行の下記入札において調査基準価格に満たない金額での入札をされましたので、低入札価格調査（以下「調査」という。）の対象者であること及び調査の実施について通知します。なお、調査については、別途日程等調整のうえ実施します。

また、調査を希望されない場合は、低入札価格調査辞退届（様式第 1 号の 4）を提出してください。その場合には、調査が中止となり、貴社が入札が無効と取り扱われます。

記

- 1 入札番号 第 号
- 2 工事名
(委託業務名)

様式第 1 号の 4 (第 6 条関係)

低入札価格調査辞退届

年 月 日

魚津市長 宛

所在地
商号又は名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号にて通知を受けた低入札価格調査（以下「調査」という。）について、辞退することを届出します。
この結果、調査が中止となり、入札が無効と取り扱われることについても異存はありません。

- 1 入札番号 第 号
- 2 工事名
(委託業務名)
- 3 辞退理由 (該当する番号に○を付けてください。)
(1) 調査について、所定の要件を満たす調査書の作成が困難であることが明らかになったため。

(2) 入札後に発生した事情により、入札条件・契約条件を満たすことができないことが明らかになったため。

(3) その他 (理由)

本辞退届提出により不利益な取扱いを受けることはありません。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に入札公告又は指名通知がなされた入札については、なお従前の例による。